

議第 115 号

## 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

0歳から高校生世代まで切れ目のない医療費助成を行い、安心して子育てができる環境を整えるため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

下呂市福祉医療費助成条例（平成16年下呂市条例第79号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、「子ども」、「重度心身障がい者」、「母子家庭等の母及び児童」、及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次に定めるところによる。</p> <p>（1） 子ども <u>18歳</u>に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者（次号、第3号又は第4号に該当する者を除く。）</p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、「子ども」、「重度心身障がい者」、「母子家庭等の母及び児童」、及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次に定めるところによる。</p> <p>（1） 子ども <u>15歳</u>に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者（次号、第3号又は第4号に該当する者を除く。）</p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

0歳から高校生世代まで切れ目のない医療費助成を行い、安心して子育てができる環境を整えるため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 子どもの福祉医療費対象年齢を15歳から18歳に改正します。

(第2条関係)

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(附則関係)

